

地方公共団体向け電子収納ソリューションビジネスの展開

Solution Business Based on Electronic Settlement System for Local Government

(株)日立東日本ソリューションズ(以下、当社と記す)は、マルチペイメントネットワーク(以下MPNと記す)接続をベースに、地方公共団体(以下、地公体と記す)向けの電子納付システムの構築・運用を進めてきた。MPNは金融機関を収納窓口とした全国共通な仕様にて電子決済を行うネットワークである。MPNを始めとした全国一律となる新しい方式へ対応するためには、これまで指定金融機関制度という、独特の収納方式を実施していた地公体にとり、非常に大きなハードルがある。この問題を解消すべく、地公体の収納業務に係わる業務の見直しを行った結果、指定金融機関が行っている公金収納業務を取り込む必要性を見出すに至った。

2004年、当社では、この収納業務を取り込んだ電子収納ソリューションを開発し、地公体を対象とした電子納付システムの構築を支援する体制を整備した。この電子収納ソリューションは、母体となる製品とこれを支えるサービス体系から構成されている。現時点では、都道府県を主要市場と考え、日立製作所との連携のもとに構築型を中心とした事業展開を開始、また今後に見込まれる市町村ビジネス展開についても検討を始めている。

関 義則	Seki Yoshinori
野崎 竜	Nozaki Ryu
吉田 裕範	Yoshida Hironori
名久井 伸樹	Nakui Nobuki
桜井 秀之	Sakurai Hideyuki

1. はじめに

2001年に始まったe-Japan戦略も、第二期としてIT技術の利用および活用へと進化しつつあり、当初の基盤整備として特定団体に限定されていた段階から、自らの行政サービス構築を目的とした普及段階へ移行しつつある¹⁾。当社は、この電子自治体市場参入をにらみ、全国的に通用する基盤系技術として電子認証、電子決済を対象に技術の蓄積を行ってきた。このうち電子決済に関しては、いち早く技術の実用化を進め、現在まで3県に対し、電子収納システムの構築を行っている。

電子決済の技術自体は、民間における電子商取引が実用化されており、特に目新しいものではない。しかし、この電子商取引を地公体に適応するためには、地公体固有の指定金融機関制度との融合が重要な課題となり、当社は、この地公体独特の制度を取り込んだ電子決済の仕組みを、電子収納ソリューションとして提供している。本ソリューションは、電子決済を実現するMPN連携はもとより、従来の地公体収納業務に対する連携機能と指定金融機関に対する連携機能を製品化し、この製品を母体とした、導入に対するコンサルティングサービスから構築後の運用、保守まで、一貫した支援体制とソリュー

ションメニューを確立している。

2. 地公体収納業務の現状

一般の(民間の)収納業務は、サービスを受ける利用者者とサービスを提供する提供者の間で行われる取引における金銭のやり取りである。これに対し、地公体における行政サービスについては、この当事者間に加え、金銭を収納し管理する指定金融機関と収納した金銭を確認する会計部署が加わる。

現状の地公体収納の流れを図1に記す。利用者からサービス部署が、直接金銭を受け取る代わりに、地公体では指定金融機関と会計部署を交えて、複数の「紙」情報が取り交わされ、整合性を確保していることが分かる。主な情報として、請求事項を伝える「納入通知書」、収納事項を伝える「納入済通知書」、収納結果を集計した「収支報告書」などをもとにして、間接的に請求に対する納付を確認している。これ以外にも、行政窓口にて収納した場合の「払込票」など、4者間の連携を行うために、さまざまな地公体独自様式(データ仕様)である「紙」による情報交換が行われているのが現状である。

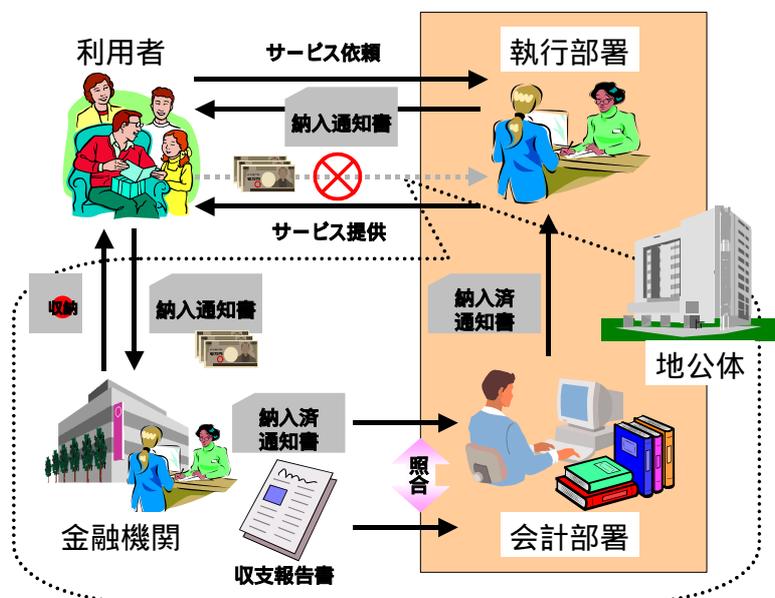


図1 現状の地公体収納

地公体向けに電子収納システムを実現するためには、この「紙」による情報を電子データに置き換えることにとどまらず、地公体が独自に行っている収納業務を、利用手順の統一化が行われている決済ネットワークに対応させることが必要となる。地公体利用を前提としているMPNにおいても、この利用手順の標準化対応は必要となっている。

3. 電子収納システムの概要

3.1 電子収納システムの基本的な考え方

電子収納システム構築に対し、決済ネットワークに接続する機能（以下、通信連携機能）と地公体側の基幹システム連携に係わる機能（以下、収納連携機能）とに分けて製品を提供する。

通信連携機能とは、MPNに代表される全国の利用者、金融機関、地公体の取引として統一化された利用手順を取り込む機能である。通常、電子決済基盤というとこれを指すことが多い。開局、閉局や電文の送受信など決済ネットワークとの通信プロトコルの制御、送受信された各電文による取引結果の相互確認（クリアリング結果の精査）を主な機能とする。この機能により、電子的に商取引することは可能となるが、地公体が利用するには、既存の収納業務との統合という問題が残されている。

一般的に利用可能な決済ネットワークとして、今回採用したMPNのほかにもクレジットカードやデビットカードを使用する決済やコンビニエンスチェーンを窓口と

する決済などさまざまな方式がある。いずれに接続する機能も、現状の地公体業務には存在しない電子データによる取引手段であるが、技術的には確立しているものである。そこで、本ソリューションでは、決済連携機能については、地公体の利用目的等に合わせ、それぞれの決済方式に対応する製品を選択可能とした。まずは地公体が直接的にMPNに接続する製品とMPN接続を事業として提供しているサービスプロバイダ（ASP）への接続を行う製品の2種類を提供する。将来的には、市場のニーズに基づき、最適な接続製品の提供を行うことを考えている。

収納連携機能とは、電子決済を行うことに伴う、電子的な取引データと既存の「紙」情報との円滑な連携方式を提供することである。連携が

必要な接点として、以下の4点を想定した。

- 利用者となる納付者 / 執行部署に対する接点
- 出納業務を行う地公体側基幹システムとの接点
- 収納窓口となる指定金融機関との接点
- 新規に連携する電子決済ネットワークとの接点

本ソリューションでは、地公体向け電子収納を実現するための課題解決として、これらの接点に対するインタフェースと新たに電子化される取引データを管理する製品として収納サーバを提供する。3.2にて収納連携機能を実現する収納サーバの説明を行う。

3.2 収納サーバ（収納連携機能）の特長

地公体側の情報と決済ネットワーク側の情報の差異を吸収することを目的として、収納サーバを開発中である。

図2に示すように、収納サーバには、利用者に対する情報を取り扱う執行部署と、出納業務を行う会計部署に対するインタフェースを用い、これに地公体側の「紙」情報に相当するデータ連携を取り込む。これにより、地公体システム側に負担の少ない、効率的な改修を可能としている。また、決済ネットワークから送られる取引データについても、電子決済側とのインタフェースを用い、地公体側情報との差異を吸収することで、地公体システム側に決済ネットワーク側を意識させない作りとしている。

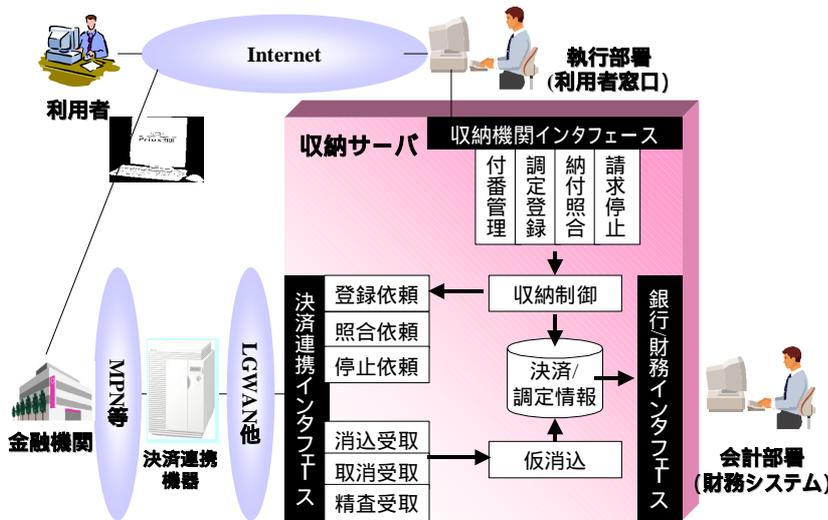


図2 収納サーバのインタフェース

この外部インタフェースを提供するために、収納サーバでは、内部に擬似的な公金取り扱い機能を取り込んでいる。現行の金融機関にて行われている地公体向けの仕分け作業や集計作業といった、公金収納の流れを組み込むことで、「紙」から電子データに代わることによる影響を最小限としている。図3に、公金収納として取り込みを行った主な機能を記す。

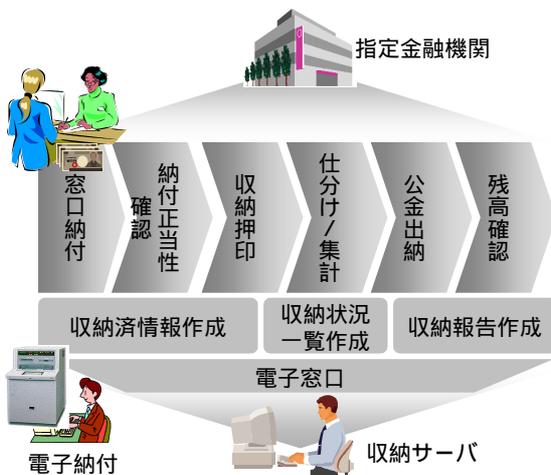


図3 収納サーバの主な機能

収納済み情報作成機能

本機能は、従来の窓口にて納入通知書を確認し、収納に伴い収納印を押印する作業に相当する。利用者がATMやインターネットバンキングなどで電子的に納付した情報は、決済ネットワークの種別や接続する事業者により、それぞれに標準化されたデータとして取り扱われる。送付されてくる納付データの受け取り方式、タイミングな

どに応じた入力を行い、収納済み情報として取り扱うデータを作成する。

収納状況一覧作成機能

本機能は、従来の収納済み通知書を仕分けする作業に相当する。電子データとして収納済みの情報を受け取った際に、納付種別を判定し、地公体の管理区分に従い仕分けや集計処理を行う。請求情報と受け取った収納済み情報を突合し、納付済みや未納の一覧情報を作成する。または不当な納付（期限後納付、多重納付など）についても仕分け処理を行う。このデータに基づき、納付状況の照合を可能とする。

収納報告作成機能

本機能は、従来の日報や月報を作成する作業に相当する。仕分けされた収納済み情報に基づき、当日分もしくは当月分の会計を締める情報を作成する。指定金融機関から入手する情報と過不足ない情報を提供することで、窓口納付と電子納付、両方の情報を容易に統合でき、財務会計処理における整合性を確保することを可能としている。

電子窓口機能

～の他に金融機関の窓口行員が行っているヒューマンインタフェース的な対応についても、一部を可能としている。この機能は、利用者に対する直接的なサービスをつかさどる機能であり、地公体個別の各種条件にて、決済ネットワークに対する請求情報を差し替えることで実現する。一例として、期限後納付の取り扱いを電子納付不可とするケース、本税のみ収納とするケース、延滞金計算をするケース等の納付の際の条件の設定、また未納分がある場合の請求の有無や、その未納が複数ある場合の納付優先度などがある。

構築に際しては、導入コンサルティングとして地公体収納業務の調査分析から、カスタマイズ設計・開発を実施する。

3.3 収納システムの構築形態

電子収納システムは前述の通り、電子商取引として標準化された利用手順を採用し、これを取り込むシステムである。標準的な手順を採用することで、複数の地公体

が共同利用して利用できるメリットが生まれる。事実、これまでに引き合いのあった案件のほとんどが共同利用を将来的に見据えた案件であった。

しかし、共同利用を行う範囲には、母体となる地公体（都道府県）や共同事業体の考え方により、大きく異なる。本ソリューションでは、この共同化の範囲に柔軟に対応するためにも、図4に記すように、決済連携機能と収納連携機能に分けた提供形態としている。

決済連携機能を共同利用する場合、一般的に特定の収納業務に依存しない汎用的な決済接続サービスを提供することが多い。具体的には、都道府県下の決済センタとして共同でセンタ構築を行うケース、決済接続をASP事業として行うプロバイダのセンタ構築のケースなどが考えられる。

収納連携機能を共同利用する場合としては、大きく2種類に分かれると考えられる。一つは特定の収納業務を共同利用しているケースとして、収納業務に統一した業務連携インタフェースを提供する場合、具体的には電子申請の共同利用センタにおける電子収納の実現などである。もう一つには、地公体の収納基盤として複数の収納業務を統合するケースがある。具体的には、自動車保有関係ワンストップサービス（以下、自動車保有OSS）連携や地方税電子申告からの電子納税などを、まとめて収納管理することが想定できる。

また、将来的には、さまざまな決済手段を組み合わせる利用するケースも考えられる。現時点では地公体向け決済として、MPN 接続が主流であるが、今後クレジットカードやデビットカード、電子マネーを利用した決済

も実現が期待されている。それぞれの決済連携機能において決済手順の差異を吸収し、収納連携機能とインタフェースと取り合うことで、複数の決済手段をまとめて管理する統合収納システムも可能と考えている。図5に統合収納システムの全体イメージを記す。

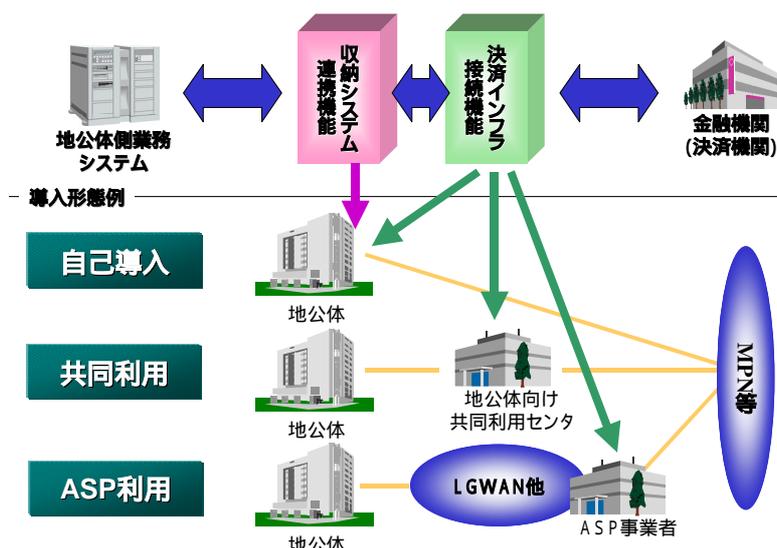


図4 提供形態

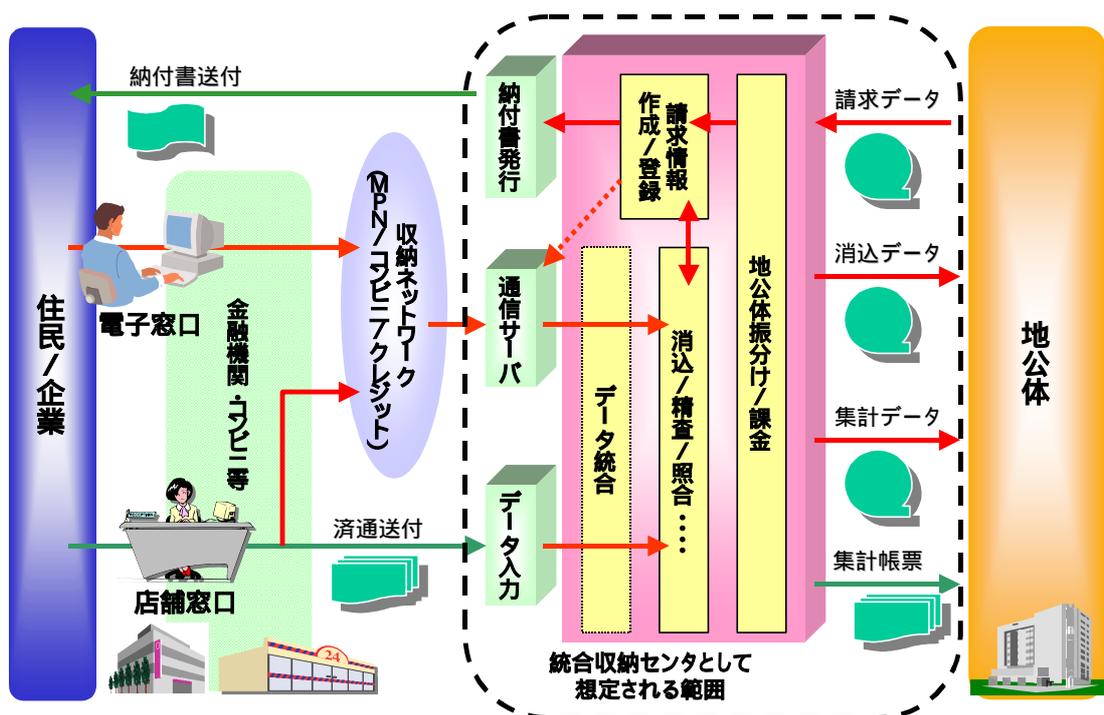


図5 統合収納全体イメージ

4. 電子収納システムの展望

4.1 今求められている電子収納

現時点(2004年度)で、電子収納システム構築の牽引役を担っているのは都道府県である。既に47都道府県の大半がMPNの運営母体である日本マルチペイメントネットワーク推進協議会(JAMPA)の会員登録を行っており³⁾、2005年~2006年にかけて、ほとんどの都道府県がMPNと接続すると思われる。

この背景には、来年度から開始が見込まれている自動車保有OSSや地方税電子申告など、各種のMPN決済連携を前提とした、都道府県と中央省庁との業務連携が急がれており、それぞれの連携システムが利用する庁内の収納を一括管理する機能の整備が行われることが期待されていることがある。また、都道府県下の市町村からの収納業務を共同利用するというニーズもあり、現時点では電子収納を主体に実現することが求められている。現在、これに対応するサービス体系の整備を進めており、全国の都道府県、政令指定都市を中心に拡販活動を推進中である。表1にサービスメニューを記す。

表1 現在のサービスメニュー

ご提供するサービスメニュー

提供製品

項番	製品名称	主な機能
	電子収納基本製品	納付情報および収納情報の管理を行う基本機能
	MPN通信サーバ連携製品	日立製通信サーバと接続する機能
	公金収納センタ連携製品	決済ASP事業者と接続する機能
	電子申請連携製品	電子申請システムと連携する機能
	複数自治体連携製品	複数自治体の振分を行う機能

提供ソリューション・サービス

項番	サービス名称	主なサービス内容
	導入支援ソリューション	導入目的に応じた影響調査~計画作成、基本設計
	カスタマイズソリューション	基幹システムとの連携方式作成・開発及び運用
	接続試験支援ソリューション	MPN接続試験計画作成、テスト実施、指定銀調整
	保守サービス	バージョンアップ、機能追加に関する情報提供

都道府県の決済接続が整備される2005年度以降、市町村にても電子収納を行うこととなる。市町村では、庁内基盤としての処理能力や信頼性、保守性よりも、業務システムから簡単かつ安価に電子収納機能が使えることが必要と考えている。本格的な事業展開として、この段階へのステップアップが最も重要であると考えている。今年度は、現在の構築型サービスに加え、市町村向けに簡易接続として住民基本システムや戸籍システム、介護

保険システム等々に対し、電子収納機能を部品提供について検討を行う。

4.2 電子収納が開く新しいサービス

市町村における電子収納が実用になることによって、言い換えれば、いつでも、どこからでもお金を受け取ること(納付の確認)ができることで、これまで実現を想定していなかった行政サービスの可能性が広がるのが想定される。

可能性の一例として、寄付金や義援金といった、納付者を特定しない収納への利用が期待される。いつでも、どこからでも、そしてさまざまなチャネルが利用できる利便性により、きめ細やかで、かつタイムリーな対応ができると考える。逆にきめ細やかな収納手段ができることで、地元企業育成に向けた貸付についてなど、歳出を伴う柔軟なサービスへの可能性も開かれる。他にもシルバー人材活用事業や地域のイベントへの活用など、市町村のアイデア次第で、さまざまな行政サービスが生まれていくのではないかと期待する。

5. おわりに

電子収納の導入は、電子申請等と並んで電子自治体構築のために不可欠なものとなってきている。特にMPNによる収納サービスは、電子納付を実現するしくみとして有効な手段であり、今後導入される自動車保有OSSや地方税電子申告システムとも連携することが期待されている。本稿で述べている電子収納システムに関連する各種ソリューションにより、職員の方々が自ら利用者の納付を確認できる電子収納となることで、利用者からお金を頂いている

ことを実感することができる。これまで遠くにいた利用者である住民を近くに感ずることができるきっかけになるのではないかと考える。

地公体は、地域最大のサービス事業者といわれている。電子自治体の実現により、さらにその行政サービスを飛躍的に向上させる可能性を持っている。本稿の電子収納システムも、それを達成する重要な要素であり、単に効率化を図るだけのシステムにとどまるものではないと考

える。行政と住民の距離を縮めるシステム，適切なサービスを必要な住民に提供するシステムとして，お互いの顔の見えるサービスの実現を目指し，真に地域最大のサービス事業体を支えるソリューションを提供していく所存である。

参考文献

- 1) 総務省 IT 戦略本部：e-Japan 戦略
- 2) 日本銀行：<http://www.boj.or.jp>
- 3) 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会：
<http://www.jampa.gr.jp/pub/>



関 義則 1987 年入社
公共ソリューション本部
地方自治体向けソリューション開発

seki@hitachi-to.co.jp



野崎 竜 2001 年入社
公共ソリューション本部
電子収納 A P P 開発

nozaki@hitachi-to.co.jp



吉田 裕範 1998 年入社
公共ソリューション本部
電子収納 A P P 開発

yosida_h@hitachi-to.co.jp



名久井 伸樹 1988 年入社
公共ソリューション本部
地方自治体向けソリューション開発

nakui@hitachi-to.co.jp



桜井 秀之 1986 年入社
公共ソリューション本部
電子収納 A P P 開発

sakurai@hitachi-to.co.jp